

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省総合食料局商品取引監理官）

制度名	金融所得課税の一元化（商品先物、商品ファンド）			
税目	所得税（該当条項：所法第 23 条、第 35 条、（措法第 3 条、第 41 条の 14、第 41 条の 15））			
要望の内容	<p>金融所得課税の一元化の対象に商品先物取引・商品ファンドにかかる所得を含める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得 <ul style="list-style-type: none"> 商品先物取引の決済差損益 商品ファンドの収益分配金・償還損益 金融所得課税の一元化の対象とすべき金融所得全般に損益通算を認める。 現在、商品先物取引、有価証券先物取引、取引所金融先物取引に認められている 3 年間の損失繰越控除を一元化の対象とすべき金融所得全般に認める。 以上の見直しについては、現行の証券税制（上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率）の期限（平成 23 年末）到来後に、実務上可能なものから順次実現していく。 <table border="1" data-bbox="1015 972 1489 1066"> <tr> <td data-bbox="1015 972 1222 1066">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1225 972 1489 1066">— (-) 百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	— (-) 百万円
減収見込額 （平年度）	— (-) 百万円			
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>個人金融資産から産業活動にかかるリスクマネーを供給する流れを強化するため、商品先物取引・商品ファンドを含めた金融所得課税の一元化を図り、損益通算の範囲を拡大し、「貯蓄から投資へ」の流れを抜本的に強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>商品先物市場は、商品を生産、流通、販売する事業者にとって、商品価格の変動にかかるリスクヘッジを行う場として、産業インフラとしての機能を有しているとともに、投資家等からの資金の流入によって、市場の流動性が確保されており、個人投資家を始めとする多様な投機が果たす役割は、極めて大きなものとなっている。</p> <p>個人投資家の直接的市場参加や商品ファンド等による集団投資スキームを経由した市場参加を促進するためには金融所得課税の一元化の対象に商品先物取引・商品ファンドに係る所得について金融所得課税の一元化の対象とすることが必要である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>金融所得への課税は所得区分や税率、納税方法等が複雑であり、個人投資家にとってわかりにくく、損益通算の範囲も限定的であるなど、リスクのある投資に対し不利なものとなっている。金融所得課税の一元化を実現することにより、対象とすべき金融商品間において中立的な税制となり、投資家にとっても解りやすい税制となる。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	I-① 食品産業の競争力の強化【平成22年度（予定）】
	政策の達成目標	産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 個人投資家における投資選択の中立化
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒常的な措置
	同上の期間中の達成目標	産業活動にかかるリスクマネーの供給の促進 個人投資家における投資選択の中立化
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成17年度、18年度、19年度、20年度、21年度税制要望において要望を行った。しかし、21年度税制改正大綱において、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について引き続き検討を行うとされたところ。	